

令和5年8月議会定例会提出議案の概要

議案番号	件名	主な内容
12	専決処分について 専決第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正について	令和5年2月定例会において上程した「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」の一部に不足があったため、所要の改正を行ったもの
13	専決処分について 専決第2号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	療養給付費及び高額療養費に不足が見込まれたため、所要の経費について補正予算を専決処分したもの 【補正前】 276,074,522 千円 【補正額】 1,922,530 千円 【補正後】 277,997,052 千円
14	令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	【歳入決算額】 1,094,863,798 円 【歳出決算額】 1,055,858,009 円 【歳入歳出差引額】 39,005,789 円
15	令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	【歳入決算額】 279,741,309,681 円 【歳出決算額】 276,725,414,370 円 【歳入歳出差引額】 3,015,895,311 円
16	令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	医療財政調整基金への積立金及び令和4年度各種負担金等の精算にかかる経費を補正するもの 【補正前】 279,549,718 千円 【補正額】 3,524,834 千円 【補正後】 283,074,552 千円
17	監査委員の選任について	監査委員1名の選任

議案第 1 2 号関係

専決処分について

専決第 1 号

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の
一部改正について

議案第 1 2 号関係資料

議案第 1 2 号 専決処分について

専決第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

改正後の「個人情報の保護に関する法律」の規定と整合させるため、所要の改正を行ったもの

2 条例改正の概要

「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」及び「個人情報の保護に関する法律」の不開示情報との整合を図るため、所要の改正を行ったもの

- ・当該個人が公務員等であった場合の公務員等の「氏名」を削除

3 専決処分とした理由

令和 5 年 2 月定例会において可決後に、上程した改正文に不足があったことから、令和 5 年 4 月 1 日の施行期日までに所要の措置を講ずる必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため

以上の理由により令和 5 年 2 月 2 7 日付けで専決処分を行ったもの

議案第 1 3 号関係

専決処分について

専決第 2 号

令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 3 号）について

議案第 13 号関係資料

議案第 13 号 専決処分について
 専決第 2 号 令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
 会計補正予算（第 3 号）について

【補正額】 1,922,530千円 追加

【補正理由】療養給付費等の不足に係る経費を補正するもの

【歳入】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
市町村支出金	47,888,507	160,210	48,048,717	療養給付費負担金（現年度分） 160,210
国庫支出金	90,281,450	640,842	90,922,292	療養給付費負担金（現年度分） 480,632 普通調整交付金 160,210
県支出金	22,438,426	160,210	22,598,636	療養給付費負担金（現年度分） 160,210
支払基金交付金	105,131,605	769,016	105,900,621	後期高齢者交付金 769,016
繰入金	2,800,919	192,252	2,993,171	医療財政調整基金繰入金 192,252
補正されなかった 款にかかる額	7,533,615	0	7,533,615	
歳入合計	276,074,522	1,922,530	277,997,052	

【歳出】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
保険給付費	266,250,366	1,922,530	268,172,896	療養給付費 1,882,858 高額療養費 39,672
補正されなかった 款にかかる額	9,824,156	0	9,824,156	
歳出合計	276,074,522	1,922,530	277,997,052	

議案第 14 号関係

令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 1 4 号関係資料

議案第 1 4 号 令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計
歳入歳出決算認定について

【決算概要】

(単位：円、%)

区 分	令和 4 年度	令和 3 年度	増減額	増減率
歳入決算額	1,094,863,798	1,041,431,605	53,432,193	5.1
歳出決算額	1,055,858,009	975,666,041	80,191,968	8.2
歳入歳出差引額	39,005,789	65,765,564	△26,759,775	△40.7

【歳入歳出差引額】 39,005,789 円

令和 5 年度に繰り越し共通経費負担金の減額や国庫補助金等の返還などにより精算します。

【主な歳入】(決算書 10 頁から 11 頁)

- 分担金及び負担金 1,028,324,000円
後期高齢者医療制度の運営に要する事務的経費に対する共通経費負担金
- 国庫支出金 441,000円
「意見を聞く場」の設置等に対する特別調整交付金
- 諸収入 333,234円
預金利子ほか

【主な歳出】(決算書 12 頁から 15 頁)

- 総務費 1,054,814,846 円
 - ・ 特別会計事務費繰出金 972,891,580 円
 - ・ 派遣職員人件費等負担金 60,579,997 円
 ほか

議案第 15 号関係

令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定について

議案第 15 号関係資料

議案第 15 号 令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

【決算概要】

(単位：円、%)

区 分	令和 4 年度	令和 3 年度	増減額	増減率
歳入決算額	279,741,309,681	278,969,652,769	771,656,912	0.3
歳出決算額	276,725,414,370	271,869,083,165	4,856,331,205	1.8
歳入歳出差引額	3,015,895,311	7,100,569,604	△4,084,674,293	△57.5

【歳入歳出差引額】 3,015,895,311 円

令和 5 年度に繰り越して市町村・国・県負担金等の返還により精算します。

【主な歳入】 (決算書 22 頁から 29 頁)

- 市町村支出金 (保険料等分・療養給付分) 47,668,308,871 円
- 国庫支出金 93,390,956,217 円
- 県支出金 23,085,956,904 円
- 支払基金交付金 106,738,708,000 円
- 繰入金 1,372,891,580 円
 - ・ 一般会計繰入金 (特別会計事務費分) 972,891,580 円
 - ・ 基金繰入金 (医療財政調整基金繰入金) 400,000,000 円
- 繰越金 7,100,569,604 円

【主な歳出】 (決算書 30 頁から 41 頁)

- 総務費 2,343,774,032 円

○業務一般管理事務費 105,900,463 円
・派遣職員人件費等負担金 105,398,642 円
ほか
○医療給付経費 635,669,938 円
・被保険者証等作成封入封緘業務委託料 25,166,427 円
・レセプト 2 次点検業務委託料 69,056,052 円
・審査支払電算処理業務委託料 210,612,180 円
ほか
○保険料賦課経費 1,205,740 円
・被扶養者情報提供料 1,205,740 円

○電算システム経費 383,581,692 円 <ul style="list-style-type: none"> ・稼動維持支援等業務委託料 86,826,960 円 ・電算システム賃借料 185,867,816 円 ほか
○医療財政調整基金経費 1,206,221,366 円 <ul style="list-style-type: none"> ・医療財政調整基金積立金 1,206,132,871 円 ・医療財政調整基金積立金（利子分） 88,495 円
○医療費適正化推進事業経費 11,194,833 円 <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品差額通知郵送料 4,918,560 円 ・ジェネリック医薬品差額通知業務委託料 3,541,756 円 ほか

○ 保険給付費 (単位：円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
療養給付費	247,824,011,633	240,901,962,757	6,922,048,876	2.9
その他療養諸費	6,520,256,845	6,249,297,548	270,959,297	4.3
審査支払手数料	580,720,525	567,420,920	13,299,605	2.3
高額療養諸費	11,171,536,960	9,476,379,128	1,695,157,832	17.9
葬祭費	1,287,350,000	1,204,550,000	82,800,000	6.9
傷病手当金	544,084	-	544,084	-
合 計	267,384,420,047	258,399,610,353	8,984,809,694	3.5

○ 県財政安定化基金拠出金 101,469,883 円

○ 保健事業費 843,743,636 円

- ・ 健康診査業務委託料 547,601,535 円

(単位：人、%)

令和4年度				
被保険者数 A	除外対象者数 B	計画人数 C	受診者数 D	受診率 (D/(A-B))
374,784	32,647	93,957	87,295	25.5

※被保険者数は当該年度の4月1日における被保険者数です。

※受診者数は過年度受診者の請求遅れ分も含みます。

- ・ 歯科健診業務委託料 29,830,800 円
 - ・ 低栄養・重症化予防等業務委託料 13,035,539 円
 - ・ 一体的実施委託料 190,895,158 円
 - ・ 後期高齢者医療特別対策補助金 45,142,563 円
- ほか

議案第 14、15 号関係資料

【財産の状況】 R5. 3. 31 現在 (決算書 43 頁)

○ 物品

・ サーバー等機器 1 式

マイナンバー導入を契機に、セキュリティ対策強化のために平成 29 年度に取得した「二要素認証システム」に係るサーバー等機器です。

○ 基金

・ 後期高齢者医療財政調整基金 6,048,059,166 円

これまでの後期高齢者医療特別会計の実質的な剰余金を基金に積み立ててきたものです。

議案第 16 号関係

令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号) について

議案第16号関係資料

議案第16号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

【補正額】 3,524,834千円 追加

【補正理由】 医療財政調整基金への積立金及び令和4年度各種負担金等の精算に係る経費を補正するもの

【歳入】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明	
市町村支出金	49,580,008	398,124	49,978,132	療養給付費負担金 過年度分 (令和4年度実績精算分)	398,124
国庫支出金	93,948,569	55,408	94,003,977	高額医療費負担金 過年度分 (令和4年度実績精算分)	55,408
県支出金	23,378,906	55,408	23,434,314	高額医療費負担金 過年度分 (令和4年度実績精算分)	55,408
繰越金	1	3,015,894	3,015,895	前年度繰越金	3,015,894
補正されなかった款 にかかる額	112,642,234	0	112,642,234		
歳入合計	279,549,718	3,524,834	283,074,552		

【歳出】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明	
総務費	1,634,087	567,785	2,201,872	医療財政調整基金経費	567,785
				・医療財政調整基金積立金	567,785
諸支出金	35,302	2,957,049	2,992,351	償還金（令和4年度実績精算分）	
				市町村負担金返還金	90,945
				国庫負担金返還金	1,506,755
				・療養給付費負担金	1,506,755
				県負担金返還金	502,252
				・療養給付費負担金	502,252
				国庫補助金返還金	60,074
				・特別調整交付金	58,434
				・社会保障・税番号システム 整備費等補助金	1,640
				支払基金交付金返還金	797,023
補正されなかった款 にかかる額	277,880,329	0	277,880,329		
歳出合計	279,549,718	3,524,834	283,074,552		

議案第 17 号関係

監査委員の選任について

議案第 17号関係資料

議案第 17号 監査委員の選任について

1 選任方法

監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

（新潟県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項）

選任区分	所 属	氏 名
識見を有する者	関東信越税理士会 新潟支部	小柴昭彦

2 任期

監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員の中から選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（新潟県後期高齢者医療広域連合規約第16条第3項）

3 現在の選任状況

選任区分	氏 名	任期
識見を有する者	小柴昭彦	令和元年8月31日から 令和5年8月30日まで
議会選出	田中立一	令和3年8月31日から 令和7年4月23日まで